

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

出雲市「豊かな汽水域・豊かな海(第2期)」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県出雲市

3 地域再生計画の区域

出雲市の全域(出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、佐田地区及び多伎地区)

4 地域再生計画の目標

出雲市は島根県の東部に位置し、北部は国引き神話で知られる島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成され、古くから神話の舞台として登場してきた地域である。人口145,952人(平成21年12月31日現在)、面積543.4平方キロメートルで、中国山地に連なる南部の森林に湛えられた水は、斐伊川、神戸川という山陰でも有数の河川により平野をつくり、宍道湖、神西湖や日本海に注ぎ、豊かな汽水域、豊かな海を育んでいます。

豊かな水環境は、生活様式の変化と人口の集中のなかで、斐伊川、宍道湖、神西湖ともに水質汚濁がなかなか改善しない状況にあり、島根県で策定した宍道湖水質管理計画、神西湖水質管理計画とともに計画より改善目標の達成が遅れています。

水環境の改善は住環境を囲む出雲平野の水田はもちろんのこと、ぶどうなどの果樹の生産地域としてのイメージアップにも貢献することはもとより、市町村合併により誕生した島根県の中心地域のひとつとしての新出雲市を污水处理施設が整備された住環境と、汽水域に囲まれた豊かな清浄な水環境を資源のひとつとした観光地域としての魅力を大きくするものです。

具体的には出雲の豊かな自然資源の活用と水と森の空間整備として「水と森のまるごと自然館事業」を実施しています。この計画は藪の長浜など美しい豊かな海岸線を活かした海洋レジャー施設等の整備により、質の高い保養、レジャー空間をつくるとともに、宍道湖・神西湖周辺及び斐伊川・神戸川流域、緑豊かな森林等について癒しの場として水と森の空間整備を目的とするものです。

こうした中で、污水处理施設の整備による生活排水対策は豊かな水環境の改善、住民の快適な暮らしの実現、観光の振興のためには、不可欠な事業です。

生活排水を処理するために昭和55年度からは市の中心部で公共下水道事業を、昭和56年度からは中心部周辺の農村地域で農業集落排水事業を、昭和53年度からは海岸部の漁村地域で漁業集落排水事業を、平成元年度からは浄化槽の個人設置型事業を、平成10年度からは浄化槽の市町村設置型事業を展開してきました。

平成17年度から平成21年度まで、出雲市「豊かな汽水域・豊かな海」再生計画を策定し、污水处理施設の整備を進めてきましたが、平成21年度末の污水处理人口普及率の見込みは、約71%までしか達成できなく、依然として低迷している状況です。

このような状況の下、水環境・住環境の改善、観光の振興を実現すべく、今回、出雲市「豊かな汽水域・豊かな海(第2期)」再生計画を採択し、更なる豊かな汽水域・豊かな海の再生をめざします。

(目標1)污水处理施設の整備の促進(污水处理人口普及率を約71.0%⇒約77.9%に向上)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

水環境の改善及び汚水処理施設の整備が遅れている地域住民への快適な暮らしの実現をするために、公共下水道、浄化槽の市町村設置型、浄化槽の個人設置型を整備する。

公共下水道は市中心部の公共下水道事業認可区域内を整備する。

浄化槽の市町村設置は、公共下水道事業認可区域外、農業集落排水事業区域外、漁業集落排水事業外で集合処理よりも比較検討の結果、個別処理が有利となった区域において整備する。

浄化槽の個人設置型は公共下水道事業認可区域外、農業集落排水事業区域外、漁業集落排水事業区域外、浄化槽の市町村設置型の区域外で汚水処理施設の整備が遅れている区域を整備する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道事業認可経緯

出雲地区 流域関連公共下水道事業

当初 昭和56年3月20日都市計画決定、下水道法・都市計画法事業認可

最終 平成18年5月29日下水道法・都市計画法事業認可

平田地区 流域関連公共下水道事業

当初 昭和59年6月13日都市計画決定

昭和59年7月28日下水道法事業認可

昭和59年8月3日都市計画法事業認可

最終 平成18年5月29日下水道法・都市計画法事業認可

特定環境公共下水道事業(河下)

当初 平成16年9月22日下水道法事業認可

最終 平成18年8月25日下水道法事業認可

大社地区 流域関連公共下水道事業

当初 昭和56年12月16日都市計画決定

昭和57年5月17日下水道法事業認可

昭和57年6月8日都市計画法事業認可

最終 平成18年5月29日下水道法・都市計画法事業認可

湖陵地区 流域関連公共下水道事業

当初 昭和61年4月2日都市計画決定

昭和61年9月9日下水道法事業認可

昭和61年9月16日都市計画法事業認可

最終 平成18年5月29日下水道法・都市計画法事業認可

[事業主体]

・いずれも出雲市

[事業区域]

- ・公共下水道 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区
※公共下水道事業認可区域内
- ・浄化槽(市町村設置型) 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、佐田地区、
多伎地区
※公共下水道事業認可区域外、農業集落排水事業区域外、漁業集
落排水事業区域外
- ・浄化槽(個人設置型) 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区
※公共下水道事業認可区域外、農業集落排水事業区域外、
漁業集落排水事業区域外、浄化槽(市町村設置型)区域外

[事業期間]

- ・公共下水道 平成22年度～平成26年度
- ・浄化槽(市町村設置型) 平成22年度～平成26年度
- ・浄化槽(個人設置型) 平成22年度～平成26年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 75 \sim \phi 200$ 37,000m、ポンプ場1箇所
 - ・浄化槽 995基
- なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。
- 公共下水道 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区で約7,000人
 - 浄化槽(市町村設置型) 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区、佐田地区、多伎
地区で約700人
 - 浄化槽(個人設置型) 出雲市出雲地区、平田地区、大社地区、湖陵地区で約2,380人

[事業費]

公共下水道	事業費	6,977,000千円(うち、交付金3,488,500千円)
	単独事業費	2,276,000千円
浄化槽(市町村設置型)	事業費	199,200千円(うち、交付金 66,400千円)
	単独事業費	14,400千円
浄化槽(個人設置型)	事業費	302,726千円(うち、交付金 100,908千円)
合計	事業費	7,478,926千円(うち、交付金3,655,808千円)
	単独事業費	2,290,400千円

5-3 その他の事業

- 漁業集落排水事業……………昭和53年度から漁村地域を整備
- 水と森のまるごと自然館事業……………従来より、継続して海洋レジャー施設等や水と森の
空間整備
- 街なみ環境整備事業……………従来より、継続して出雲大社周辺の質の高い街なみ
を形成

6 計画期間

平成22年度～平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を把握し、必要に応じて市に対して適切な措置をとるよう提言する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

汚水処理施設整備計画については、既存の「島根県汚水処理施設整備構想」(都道府県構想)に掲載された計画と整合しているため、該当なし。